

2025 年 2 月 17 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿
厚生労働省 医薬局長 城 克文 殿

一般社団法人
全国家庭常備薬特品連合会
会長 白石 将太郎



濫用等のおそれのある医薬品に関する
各種団体を通じたカタログまたはインターネット販売(職域販売事業)について

【はじめに】

当連合会会員がおこなっております一般用医薬品のカタログ・インターネットによる職域販売事業は、主に全国の健康保険組合や共済組合をはじめ各種団体及びその組合員を対象に、疾病予防対策やセルフメディケーションの一助として組合員ならびにそのご家族の健康増進、疾病予防の推進や早期治療の促進を行うことを目的としており、不特定多数を対象とした通常のインターネット等による販売とは大きく異なり、申込者を特定する事が出来ます。

加えて、各ご家庭の「常備薬」として全国の健康保険組合の保健事業を中心に、現在延べ年間約 190 万人の皆様から長きに渡りご利用いただいておりますが、当連合会会員が販売した医薬品が目的外に使用され、事故・事件につながった事例は報告されておられません。

期間や回数を定め、かつ特定の各種団体に限定した販売方法であること、組合員に対して魅力的な事業を継続しセルフメディケーション意識の向上につなげるといったことをご考慮いただき、当連合会がご提案させていただく販売方法で濫用等のおそれのある医薬品を販売できるように要望致します。

【職域販売事業の強み】

- ・購入者の氏名、年齢、住所、勤務先等が明確である
- ・一括販売のため購入者の購入薬全てを確認できる
- ・購入者の販売記録を長期継続的に確認ができる
- ・申込書にて詳しい情報収集が可能である
- ・年間 1～3 回の期間を限定した販売のため、購入者は濫用目的での頻回購入がし難い
- ・万引きを防止できる
- ・案内書等で濫用の防止及び適正使用について情報提供または注意喚起できる

【職域販売事業の弱み】

- ・販売の機会が少ないため、発症した都度の販売ができず、家族分等をまとめて販売(複数個販売)する必要がある
- ・購入者及び使用者の身体の状態が対面でないため目視での確認ができない